

短期入所都加算の請求について

1 都加算制度について

■概要

事業所の安定的な運営を図る目的で「短期入所」サービス費について、国基準額（国給付費）に加え、サービス内容や日数に応じて支給する加算です。

■対象

墨田区が短期入所の支給決定をした利用者

事業所の所在地にかかわらず、墨田区の実地調査者が利用した場合に加算対象となります。

■その他

(1)短期入所の都加算補助要件を満たしている場合に算定可能です。

要件を満たさない場合、都加算の請求はできません。

(2)東京都福祉局【東京都障害者サービス情報】より制度の詳細をご確認ください。

東京都障害者サービス情報 > 書式ライブラリー

> A 短期入所指定申請書・変更書等

2 都加算補助要件

(1)福祉サービス第三者評価の受審（3年に1回）

- ・新規開設事業所は、当初指定年月日を起算日として、3年間は都加算の補助要件を満たしているものとみなします。
- ・すでに第三者評価を受審したことがある事業所は、「福祉サービス第三者評価結果報告書」の右上の日付（受審完了日）の翌月1日を起算日として、3年間都加算の補助要件を満たしているものとします。
- ・受審を完了せずに3年を経過した場合、3年を過ぎた月から次に受審が完了した月までのサービス提供分について都加算の請求はできません。
- ・受審の福祉サービス種別は「短期入所」です。

※都加算請求書に記載する「福祉サービス第三者評価受審完了年月日」は、「福祉サービス第三者評価結果報告書」の右上の日付を入力してください。新規開設事業所でみなし期間中の場合は、「当初指定年月日」を入力してください。

3 請求について

■提出期限

サービス提供月の翌月10日必着（休日・祝日の場合は翌開庁日）

■提出方法

郵送または窓口提出

■提出先・問い合わせ先 ※対象者の障害種別により提出先等が異なります。

(1)障害種別【身体・知的】

墨田区福祉部障害者福祉課 事業者係

〒130-8640

東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号

電話：03-5608-6164

(2)障害種別【精神・難病】

墨田区保健衛生部保健予防課 保健予防係

〒130-8628

東京都墨田区横川五丁目7番4号

電話：03-5608-6506

■注意事項

- ・複数月のサービス提供分をまとめて請求する場合は、提供月ごとに都加算請求書等を作成してください。
- ・国保連請求が確定した請求内容について、都加算の支払い対象になります。

4 請求提出書類

	提出書類	備考
初回	指定通知書の写し	新規開設事業所でみなし期間中の場合のみ
	福祉サービス第三者評価結果報告書の写し	第三者評価受審済みの事業所のみ
	支払金口座振替依頼書	
	委任状	請求者と受取人が異なる場合のみ
毎月	都加算請求書	※日付の記入及び代表者印の押印は不要
	都加算明細書	
	介護給付費等明細書	国保連へデータ送信したものの写し
	短期入所サービス提供実績記録票の写し	利用者の内容確認印・サイン等のあるもの
都度提出	①福祉サービス第三者評価の受審完了した場合 ・福祉サービス第三者評価結果報告書の写し	
	②事業所の登録情報（法人住所・法人代表者・口座等）が変更になった場合 ・支払金口座振替依頼書	